

伊佐市農業委員会第7回総会議事録

1. 開催日時 令和6年10月28日(月) 午前9時4分から10時2分
2. 開催場所 菱刈庁舎 3階大会議室
3. 出席委員 (22人)

会 長 13番委員

委 員

農業委員		農地利用最適化推進委員	
1番委員	7番委員	2番推進委員	8番推進委員
2番委員	9番委員	3番推進委員	9番推進委員
3番委員	10番委員	6番推進委員	10番推進委員
5番委員	11番委員	7番推進委員	11番推進委員
6番委員	12番委員		13番推進委員
			14番推進委員
			15番推進委員

4. 欠席委員 (4人)

5. 議事日程

第1 会議録署名委員の指名 9番委員 10番委員

第2 議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定について

議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定について

議案第3号「農業振興地域整備計画の一部変更(用途区分変更・除外・編入)

申出」の意見決定について

議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請」の処分決定について

6. 農業委員会事務局職員

事務局 長	農地振興係長
農地振興係書記	農地振興係書記

【開始時間 午前9時04分】

事務局長 おはようございます。只今より、令和6年度第7回農業委員会総会を開催いたします。姿勢を正してください。一同礼。
本日の出席人数は11名で、規定に達しておりますので総会は成立いたします。それでは、会長よろしく申し上げます。

議長 皆様おはようございます。稲刈りはお済でしょうか。今、天気が悪くて刈り取りが遅れている方もいらっしゃると思いますが、また、価格についても久しぶりに上がって米の生産コストが上がりそれに見合う金額になってきたかなと思っているところでございます。まだ稲刈りがお済でない方については体に気を付けて活動をお願いします。
本日の議事録署名委員を指名いたします。9番農業委員と10番農業委員をお願いいたします。皆様をお願いします。総会時間中は、私語、雑談を禁止いたします。ご意見質問は、報告終了後をお願いいたします。
只今より総会を始めます。

————— 諸般報告 —————

議長 事務局より諸般の報告について、報告1号「農地法第18条第6項の規定による通知」についての報告を求めます。

事務局 報告1号「農地法第18条第6項の規定による通知」につきまして、資料の1ページから3ページになります。農地中間管理機構経由による解約が4件と農業経営基盤強化促進法による解約が8件、計12件です。以上で報告を終わります。

議長 報告が終わりました。質問をされる委員は挙手し委員番号をお願いいたします。質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

————— 議案第1号 —————

議長 なしということですので、只今から議案の審議に入ります。議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定について議題とします。事務局の報告を求めます。

事務局 それでは議案第1号「農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定の貸借について説明いたします。資料11ページの総括表をご覧ください。期間は3年から10年で、面積は130,007㎡で利用権を設定する者の数が35人、設定を受ける者の数は21人です。土地の詳細につきましては、資料4ページから10ページ、番号1番から36番です。以上で説明を終わります。ご審議方よろしく申し上げます。

議長 事務局の報告が終わりました。委員の皆さんご意見、質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。議案第1号について事務局の報告のとおり、決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 賛成多数。よって議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見については決定いたしました。

————— 議案第2号 —————

議長 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」に係る処分決定について提案いたします。農地所有適格法人について事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」に係る処分決定についてのうち整理番号16番の譲受人 M合同会社についてご説明いたします。法人形態は合同会社であり、農地所有適格法人の法人形態要件を満たしております。事業は、農産物の生産と販売、農作業の受託で、その売上高は過半を超えており、事業要件を満たしております。事業に従事する構成員の年間労働日数は約300日で、かつ法人の社員総会における総議決権の過半数を超えており、構成員要件を満たしております。代表社員を含む役員4名は全員が農業及び関連事業に常時従事しており、役員要件を満たしております。経営状態は問題なく、法人形態要件、事業要件、議決権要件、役員要件の全てを農地所有適格法人として満たしていることを報告します。

議長 整理番号1番から16番まで一括で報告をお願いします。ご意見、質問は、全ての報告終了後お願いいたします。整理番号1番、2番について、5番農業委員の報告を求めます。

5番農業委員 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」についての処分決定のうち、整理番号1番につきまして、去る10月23日に現地調査を行いましたので、5番が報告いたします。

申請人 YAさんは、伊佐市菱刈前目に居住され、年齢は53歳です。

渡し人 YSさんは、伊佐市菱刈前目に居住され、年齢は85歳です。

申請地は、伊佐市菱刈前目字星熊3017番1ほか2筆、地目は全て田、地積は3筆合計で4,683㎡の所有移転贈与になります。

菱刈中学校から東へ約1kmに位置しており、農業従事者は1名、通作距離は約30mで現況は良く管理された農地です。申請人は新規就農者で営農計画書が添付されております。経営意欲はあり農機具等は完備されています。

以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。添付書類として全部事項証明書、営農計画書その他必要書類が添付してあります。委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいたします。

次に、整理番号2番につきまして、去る10月23日に現地調査を行いましたので、5番が報告いたします。

申請人 YTさんは、伊佐市菱刈前目に居住され、年齢は81歳です。

渡し人 は整理番号1番と同じくYSさんであります。

申請地は、伊佐市菱刈前目字宮之尻3131番3ほか1筆、地目は全て田、地積は2筆合計で1,771㎡の所有移転贈与になります。

菱刈中学校から東へ約1kmに位置しており、農業従事者は2名、通作距離は約600mで現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されています。

以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。添付書類として全部事項証明書その他必要書類が添付してあります。委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。

議長 整理番号3番、4番について、1番農業委員の報告を求めます。

1番農業委員 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」についての処分決定のうち、整理番号3番につきまして、10月25日に現地調査を行いました

ので、1番が報告いたします。

申請人 YRさんは、伊佐市大口原田に居住され、年齢は29歳です。

渡し人 OMさんは、千葉県鎌ヶ谷市右京塚に居住される市外住民です。

申請地は、伊佐市大口原田字石橋657ほか2筆、地目は全て田、地積は3筆合計で1,278㎡の所有移転贈与になります。

農業従事者は3名で、通作距離は約1km以内で現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されています。

以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。添付書類として全部事項証明書その他必要書類が添付してあります。委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいたします。

次に、整理番号4番につきまして、去る10月25日に現地調査を行いましたので、1番が報告いたします。

申請人 YRさんは、伊佐市大口原田に居住され、年齢は29歳です。

渡し人 STさんは、神奈川県横浜市保土ヶ谷区権太坂に居住される市外住民です。

申請地は、伊佐市大口目丸字吉原184番、地目は田、地積は2,346㎡の所有権移転贈与になります。

農業従事者は3名で、通作距離は約1km以内で現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されています。

以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。添付書類として全部事項証明書その他必要書類が添付してあります。委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。

議長 整理番号5番、6番について、2番農業委員の報告を求めます。

2番農業委員 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」についての処分決定のうち、整理番号5番につきまして、10月23日に現地調査を行いましたので、2番が報告いたします。

申請人 THさんは、伊佐市菱刈荒田に居住され、年齢は63歳です。

渡し人 HEさんは、熊本県菊池郡菊陽町沖野に居住される市外住民です。

申請地は、伊佐市菱刈荒田字前田1860番ほか2筆、地目は全て田、地積は3筆合計で5,013㎡の所有権移転贈与になります。

農業従事者は1名で、通作距離は約1.6kmで現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されています。

以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。添付書類として全部事項証明書その他必要書類が添付してあります。

次に、整理番号6番につきまして、去る10月23日に現地調査を行いましたので、2番が報告いたします。

申請人 ADさんは、伊佐市菱刈川北に居住され、年齢は43歳です。

渡し人 TTさんは、薩摩川内市高江町に居住される市外住民です。

申請地は、伊佐市菱刈川北字小俣後3587番1、地目は田、地積は708㎡の所有権移転売買になります。

農業従事者は2名で、通作距離は約2kmで現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されています。

以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。添付書類として全部事項証明書その他必要書類が添付してあります。委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。

議長 整理番号7番、8番について、12番農業委員の報告を求めます。

12番農業委員 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」についての処分決定のうち、整理番号7番につきまして、去る10月22日に現地調査を行いましたので、12番が報告いたします。

申請人 KGさんは、伊佐市菱刈川北に居住され、年齢は44歳です。

渡し人 TTさんは、薩摩川内市高江町に居住される市外住民です。

申請地は、伊佐市菱刈川北字池田4105番2ほか8筆、地目は田が8筆と畑が1筆、地積は9筆合計で10,368㎡の所有権移転売買になります。

農業従事者は5名で、通作距離は約500mで現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されています。

以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。添付書類として全部事項証明書その他必要書類が添付してあります。

次に、整理番号8番につきまして、去る10月22日に現地調査を行いましたので、12番が報告いたします。

申請人 KGさんは、伊佐市菱刈川北に居住され、年齢は44歳です。

渡し人 ITさんは、伊佐市菱刈荒田に居住され、年齢は80歳です。

申請地は、伊佐市菱刈川北字竹下3451番1ほか1筆、地目は田が1筆と畑が1筆、地積は2筆合計で2,806㎡の所有権移転売買になります。

農業従事者は5名で、通作距離は約500mで現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されています。

以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。添付書類として全部事項証明書その他必要書類が添付してあります。委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。

議長

整理番号9番について、10番農業委員の報告を求めまます。

10番
農業委員

議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」についての処分決定のうち、整理番号9番につきままして、去る10月25日に現地調査を行いましたので、10番が報告いたしまます。

申請人 YKさんは、伊佐市大口曾木に居住され、年齢は85歳です。

渡し人 NEさんは、日置市伊集院町猪鹿倉に居住される市外住民です。

申請地は、伊佐市大口曾木字天子ノ前264番3、地目は田、地積は529㎡の所有権移転贈与になります。

農業従事者は1名で、通作距離は約500mで現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されています。

以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。添付書類として全部事項証明書その他必要書類が添付してあります。委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。

議長

整理番号10番、11番について、9番農業委員の報告を求めまます。

9番
農業委員

議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」についての処分決定のうち、整理番号10番につきままして、去る10月24日に現地調査を行いましたので、9番が報告いたしまます。

申請人 TTさんは、伊佐市大口篠原に居住され、年齢は68歳です。

渡し人 UMさんは、神奈川県座間市栗原中央に居住される市外住民です。

申請地は、伊佐市大口小木原字小松ノ元416番1、地目は畑、地積は409㎡の所有権移転売買になります。

農業従事者は1名で、通作距離は約4kmで現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されています。

以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。添付書類として全部事項証明書その他必要書類が添付してあります。委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。

続きまして、整理番号 11 番につきまして、去る 10 月 24 日に現地調査を行いましたので、9 番が報告いたします。

申請人 SKさんは、伊佐市大口山野に居住され、年齢は 44 歳です。

渡し人 SRさんは、伊佐市大口山野に居住され、年齢は 71 歳です。

申請地は、伊佐市大口山野字川平 3248 番 1、地目は田、地積は 720 m²の所有権移転贈与になります。

農業従事者は 1 名で、通作距離は約 700m で現況は良く管理された農地です。新規就農者であり営農計画書が添付してあります。経営意欲はあり農機具等は完備されています。

以上のような理由により、当申請は農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。添付書類として全部事項証明書、営農計画書その他必要書類が添付してあります。委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。

議長 整理番号 12 番、13 番、14 番について、6 番農業委員の報告を求めまます。

6 番農業委員 議案第 2 号「農地法第 3 条の規定による許可申請」についての処分決定のうち、整理番号 12 番につきまして、去る 10 月 23 日に現地調査を行いましたので、6 番が報告いたします。

申請人 DHさんは、伊佐市大口大田に居住され、年齢は 86 歳です。

渡し人 YYさんは、千葉県流山市宮園に居住される市外住民です。外 2 名は、福岡県にお住いの SSさんと HMさんであります。

申請地は、伊佐市大口大田字三反田 1770 番、地目は田、地積は 1,321 m²の所有権移転贈与になります。

農業従事者は 1 名で、通作距離は約 300m で現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されています。

以上のような理由により、当申請は農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。添付書類として全部事項証明書その他必要書類が添付してあります。

続きまして、整理番号 13 番につきまして、去る 10 月 23 日に現地調査を行いましたので、6 番が報告いたします。

申請人 NKさんは、伊佐市大口大田に居住され、年齢は 32 歳です。

渡し人は、整理番号 12 番と同じく YYさん外 2 名です。

申請地は、伊佐市大口大田字大堀 2027 番 1 ほか 1 筆、地目は全て畑、地積は 2 筆合計で 1,755 m²の所有権移転贈与になります。

農業従事者は 1 名で、通作距離は約 500m で現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されています。

以上のような理由により、当申請は農地法第 3 条第 2 項の各号に該当し

ないと思われまますので許可相当と思われまます。添付書類として全部事項証明書その他必要書類が添付してあります。

続きまして、整理番号 14 番につきまして、去る 10 月 23 日に現地調査を行いましたので、6 番が報告いたします。

申請人 NHさんは、伊佐市大口大田に居住され、年齢は 78 歳です。

渡し人は、整理番号 12 番と同じく YYさん外 2 名です。

申請地は、伊佐市大口大田字三反田 1759 番 1 ほか 2 筆、地目は田が 2 筆と畑が 1 筆、地積は 3 筆合計で 1,610 m²の所有権移転売買になります。

農業従事者は 1 名で、通作距離は約 1 kmで現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されています。

以上のような理由により、当申請は農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。添付書類として全部事項証明書その他必要書類が添付してあります。委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。

議長 整理番号 15 番について、11 番農業委員の報告を求めます。

1 1 番 議案第 2 号「農地法第 3 条の規定による許可申請」についての処分決定
農業委員 のうち、整理番号 15 番につきまして、去る 10 月 23 日に現地調査を行いましたので、11 番が報告いたします。

申請人 ITさんは、伊佐市大口山野に居住され、年齢は 77 歳です。

渡し人 STさんは、伊佐市大口大田に居住され、年齢は 94 歳です。

申請地は、大口大田字高柳牟田 929 番 1 ほか 1 筆、地目は全て田、地積は 2 筆合計で 1,878 m²の所有権移転売買になります。

農業従事者は 2 名で、通作距離は約 5 kmで現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されています。

以上のような理由により、当申請は農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。添付書類として全部事項証明書その他必要書類が添付してあります。委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。

議長 整理番号 16 番について、1 番農業委員の報告を求めます。

1 番 議案第 2 号「農地法第 3 条の規定による許可申請」についての処分決定
農業委員 のうち、整理番号 16 番につきまして、去る 10 月 25 日に現地調査を行いましたので、1 番が報告いたします。

申請人 M合同会社は、伊佐市大口小木原に所在のある農地所有適格法

人です。

渡し人 YYさんは、千葉県流山市宮園に居住される市外住民で外2名との共有です。

申請地は、伊佐市大口大田字高柳牟田 1004 番ほか6筆、地目は全て田、地積は7筆合計で6,759 m²の所有権移転売買になります。

農業従事者は3名で、通作距離は約1kmで現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されています。

以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われますので許可相当と思われます。添付書類として全部事項証明書その他必要書類が添付してあります。委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。

議長 報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見、質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。整理番号1番から16番について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 賛成多数。よって整理番号1番から16番については許可が決定いたしました。整理番号17番について、この議案は13番推進委員が譲受人となっていますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき議事に参与できませんので、審議開始から終了まで退席をお願いします。

関係議案終了後に入室、着席していただきます。それでは、13番推進委員の退席をお願いします。

(13番農業委員退席)

議長 7番農業委員の報告を求めます。

7番農業委員 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」についての処分決定のうち、整理番号17番につきまして、去る10月27日に現地調査を行いましたので、7番が報告いたします。

申請人 YMさんは、伊佐市菱刈前目に居住され、年齢は37歳です。

渡し人 HKさんは、伊佐市菱刈前目に居住され、年齢は92歳です。

申請地は、伊佐市菱刈前目字犬之馬場 1801 番1ほか1筆、地目は全て田、地積は2筆合計で1,147 m²の所有権移転売買になります。

農業従事者は1名で、通作距離は約3kmで現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されています。

以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。添付書類として全部事項証明書その他必要書類が添付してあります。委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。

議 長 報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見、質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということでございますので、お諮りいたします。整理番号17番について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 賛成多数。よって整理番号17番については許可が決定いたしました。ここで、13番推進委員の入室をお願いします。

(13番推進委員着席)

議 長 13番推進委員、許可が決定しました。

議 長 整理番号18番、この議案は10番農業委員が譲受人となっておりますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき議事に参与できませんので、審議開始から終了まで退席をお願いします。

関係議案終了後に入室、着席していただきます。それでは、10番農業委員の退席をお願いします。

(10番農業委員退席)

議 長 調査員は3番農業委員であります。総会開始前に事務局からありましたとおり、3番農業委員に代わって事務局の報告を求めます。

事 務 局 整理番号18番については、3番農業委員の報告書を代読させていただきます。

議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」についての処分決定のうち、整理番号18番につきまして、去る10月21日に現地調査を行いましたので、3番が報告いたします。

申請人 HTさんは、伊佐市大口曾木に居住され、年齢は76歳です。

渡し人 NEさんは、日置市伊集院町猪鹿倉に居住される市外住民です。

申請地は、伊佐市大口曾木字竹下 428 番、地目は畑、地積は 658 m²の所有権移転贈与になります。

農業従事者は2名で、通作距離は約 2 kmで現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されています。

以上のような理由により、当申請は農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。添付書類として全部事項証明書その他必要書類が添付してあります。委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。

議長 報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見、質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。整理番号 18 番について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 賛成多数。よって整理番号 18 番については許可が決定いたしました。ここで、10 番農業委員の入室をお願いします。

(10 番農業委員着席)

議長 10 番農業委員、許可が決定しました。

議長 整理番号 19 番、この議案は 9 番農業委員の親族が譲受人となっておりますので、農業委員会等に関する法律第 31 条の規定に基づき議事に参与できませんので、審議開始から終了まで退席をお願いします。

関係議案終了後に入室、着席していただきます。それでは、9 番農業委員の退席をお願いします。

(9 番農業委員退席)

議長 11 番農業委員の報告を求めます。

1 1 番 議長 議案第 2 号「農地法第 3 条の規定による許可申請」についての処分決定のうち、整理番号 19 番につきまして、去る 10 月 23 日に現地調査を行いましたので、11 番が報告いたします。

申請人 HHさんは、伊佐市大口山野に居住され、年齢は43歳です。
渡し人 KSさんは、伊佐市菱刈重留に居住され、年齢は75歳です。
申請地は、伊佐市大口山野字川窪1165番、地目は田、地積は1,878㎡
の所有権移転贈与になります。

農業従事者は1名で、通作距離は約500mで現況は良く管理された農地
です。経営意欲はあり農機具等は完備されています。

以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当し
ないと思われまますので許可相当と思われまます。添付書類として全部事項証
明書その他必要書類が添付してあります。委員の皆様方のご審議方よろし
くお願いいたしまして、私の報告を終わります。

議 長 報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見、質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということでございますので、お諮りいたします。整理番号19番
について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 賛成多数。よって整理番号19番については許可が決定いたしました。
ここで、9番農業委員の入室をお願いします。

(9番農業委員着席)

議 長 9番農業委員、許可が決定しました。

議 長 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」に係る処分決定につ
いて、申請件数19件について、19件の許可が処分決定いたしました。

————— 議案第3号 —————

議 長 議案第3号「農業振興地域整備計画の一部変更(用途区分変更・除外・
編入)申出の意見決定について提案いたします。整理番号1番について12
番農業委員の報告を求めます。

1 2 番 議案第3号「農業振興地域整備計画の一部変更(用途区分変更・除外・
農業委員 編入)申出の意見決定についてのうち整理番号1番について、去る10月
23日に事務局の立ち合いのもと、5番農業進委員、7番農業委員、私12

番農業委員の3名で共同調査をおこないましたので、12番が報告します。

申請人は、伊佐市菱刈前目にお住いの MNさんです。

申請地は、伊佐市菱刈前目字川頭 1628 番 1、地目は田で地積は 1,039 m²であります。

所在地は、市役所菱刈庁舎から西へ約 2 kmに位置しており、東側は転用地、北側は市道、西側は宅地、南側は非農地であり周囲に与える影響はないものと思われます。除外目的は、太陽光発電施設として利用することです。この申請については、具体的な計画があり除外することで農地の集団化、農作業の効率化への影響はないものと思われます。

添付書類として、全部事項証明書、位置図、農地利用計画の変更に係る意見書、委任状等が添付されています。調査の結果、この申請については 3名の調査員の意見において適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方よろしくお願ひいたしまして、私の報告を終わります。

議長 報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見、質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。整理番号 1 番について、意見決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 賛成多数。よって整理番号 1 番については処分決定いたしました。議案第 3 号「農業振興地域整備計画の一部変更(用途区分変更・除外・編入)申出の意見決定について、申請件数 1 件について 1 件が意見決定いたしました。

————— 議案第 4 号 —————

議長 議案第 4 号「農地法第 5 条の規定による許可申請」に係る処分決定について提案いたします。整理番号 1 番について、7 番農業委員の報告を求めます。

7 番農業委員 議案第 4 号「農地法第 5 条の規定による許可申請」に係る処分決定についてのうち、整理番号 1 番について、去る 10 月 23 日に申請人の代理人である M行政書士の立ち合いのもと、5 番農業委員、12 番農業委員、私 7 番農業委員の 3 名で共同調査をおこないましたので、私 7 番が報告しま

す。なお、当日は事務局も立ち会っております。

譲受人は、山口県周南市桜木に所在する Y 有限会社で一般法人です。

譲渡人は、伊佐市菱刈前目にお住いの TK さんで年齢は 76 歳です。

申請地は、伊佐市菱刈前目字屋敷前 1574 番 1、地目は畑で地積は 863 m²であります。

本申請は所有権移転売買で、農地区分は第 2 種農地その他の農地となっており、転用目的は太陽光発電施設でノンフィット案件であります。事業計画ではパネル 160 枚を設置し、隣接する非農地にパネル 80 枚を追加し全体でパネル 240 枚、33kw の発電規模となります。

所在地は、市役所菱刈庁舎から西へ約 1.3 km に位置しており、南側は畑、東側は宅地、北側は田、西側は田となっており周囲に与える影響はないかと思われま。

添付書類として、申請書、法定添付書類一式、事業計画書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、汚排水処理確約書、転用に関する誓約書等が添付されております。

調査の結果、この申請については 3 名の調査員の意見において適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたします。以上で報告を終わります。

議長 報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見、質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。整理番号 1 番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 賛成多数。よって整理番号 1 番は、処分決定いたしました。整理番号 2 番について、5 番農業委員の報告を求めます。

5 番農業委員 議案第 4 号「農地法第 5 条の規定による許可申請」に係る処分決定についてのうち、整理番号 2 番について、去る 10 月 23 日に申請人の代理人である M 行政書士の立ち合いのもと、7 番農業委員、12 番農業委員、私 5 番農業委員の 3 名で共同調査をおこないましたので、5 番が報告します。

譲受人は、山口県周南市桜木に所在する Y 有限会社で一般法人です。

譲渡人は、兵庫県尼崎市上ノ島町にお住いの HI さんで市外住民で

す。

申請地は、伊佐市菱刈下手字飛田 3007 番 1、地目は田で地積は 1,318 m²であります。

本申請は所有権移転売買で、農地区分は第 2 種農地その他の農地となっており、転用目的は太陽光発電施設であります。事業計画内容は整理番号 1 番と同様、パネル 240 枚を設置する計画です。

所在地は、市役所菱刈庁舎から北西へ約 3 km に位置しており、東側は太陽光発電施設、北側は市道、南側は排水路を挟んで太陽光発電施設、西側は畑となっており周囲に与える影響はないかと思われます。

添付書類として、申請書、法定添付書類一式、事業計画書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、汚排水処理確約書、転用に関する誓約書等が添付されております。

調査の結果、この申請については 3 名の調査員の意見において適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたします。以上で報告を終わります。

議長 報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見、質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。整理番号 2 番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 賛成多数。よって整理番号 2 番は、処分決定いたしました。議案第 4 号「農地法第 5 条の規定による許可申請」に係る意見決定について、申請件数 2 件について 2 件が処分決定いたしました。その他、事務局お願いします。

事務局 総会資料の最終ページをご覧ください。10 月の月例報告をいたします。4 日(金) 10 月定例常設審議委員会が鹿児島市内で開催され案件なしのため欠席しております。23 日(水) 現地調査を一斉に行いました。本日 28 日(月) 第 7 回農業委員会総会です。11 月の行事予定ですが、5 日(火) 11 月定例常設審議委員会が鹿児島市内で開催予定、7 日(木) 各市農業委員会連絡協議会が南九州市で開催予定、22 日(金) が現地調査予定、28 日(木) が第 8 回農業委員会総会予定です。月例報告は以上です。

